

## サンヴィッツ宝栄使用規定

### (目的)

第1条 この規定は、サンヴィッツ宝栄（以下「当館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の範囲)

第2条 当館の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 東山区及び東山区各種団体の事業及び会議等（区議会、役員会等）
- (2) 宝栄地区の各種事業及び会議並びに各団体
- (3) 東山区内の公共団体の事業及び会議等
- (4) 東山区民が主催する生涯学習の講座、実習、講習等
- (5) 東山区民の冠婚葬祭の儀式等
- (6) 各種教室としての貸館事業（東山区民の参加ある団体）
- (7) その他、管理責任者が認めた事業

### (管理責任者)

第3条 当館の管理責任者は、区長とする。

- 2 管理責任者は、当館の清掃、保守、管理のため、各種団体に協力を求め、または委託することができる。

### (利用時間)

第4条 当館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、冠婚葬祭の儀式に使用する場合は、制限しないものとする。

### (使用願)

第5条 当館を使用しようとする者は、使用願（様式1）を管理責任者または区事務員に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、第2条第1項第1号から3号により使用する場合は、管理責任者または区事務員に対して、口頭または電話等による使用願を認めるものとする。

尚、申し込みは2カ月前を原則とする。

### (使用の不許可)

第6条 当館の使用にあたり、次のひとつに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 当館の管理運営上に支障があるとき。
- (4) その他、当館を使用させることが適当でない認められるとき。

### (使用料)

第7条 当館の使用料は、別表のとおりとし、使用后、1か月以内に納入することとする。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

- 2 東山区民の冠婚葬祭で使用する冷暖房費は、無料とする
- 3 使用料は、区長代理（会計専任）が指定する場所に納付すること

（許可の取り消し等）

第 8 条 当館の使用にあたり、管理責任者または区事務員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為等があったときは、その許可を取り消し、または使用を制限することができる。

（掃除等）

第 9 条 当館の使用後は、速やかに使用した施設を清掃するとともに、設備または備品等を現状に復さなければならない。

- 2 使用者は、火気の点検（電気・ガス等）及び施錠を確認しなければならない。

（原状回復等）

第 10 条 使用者は、当館の施設等を損傷または滅失したときは、管理責任者の指示に従い、これを現状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

（雑 則）

第 11 条 この使用規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、サンヴィッツ宝栄使用規定（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 2 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。